

令和6年度下半期ジェネリック医薬品流通実態調査の結果について

1 内容

令和6年度下半期（10月～3月分）に、福岡県内の医療機関及び保険薬局に販売されたジェネリック医薬品等の流通実態（市場シェア）について調査したもの

2 調査対象

- 福岡県医薬品卸業協会（6社）
- 福岡県ジェネリック医薬品販社協会（5社）
- 直販メーカー等（2社）

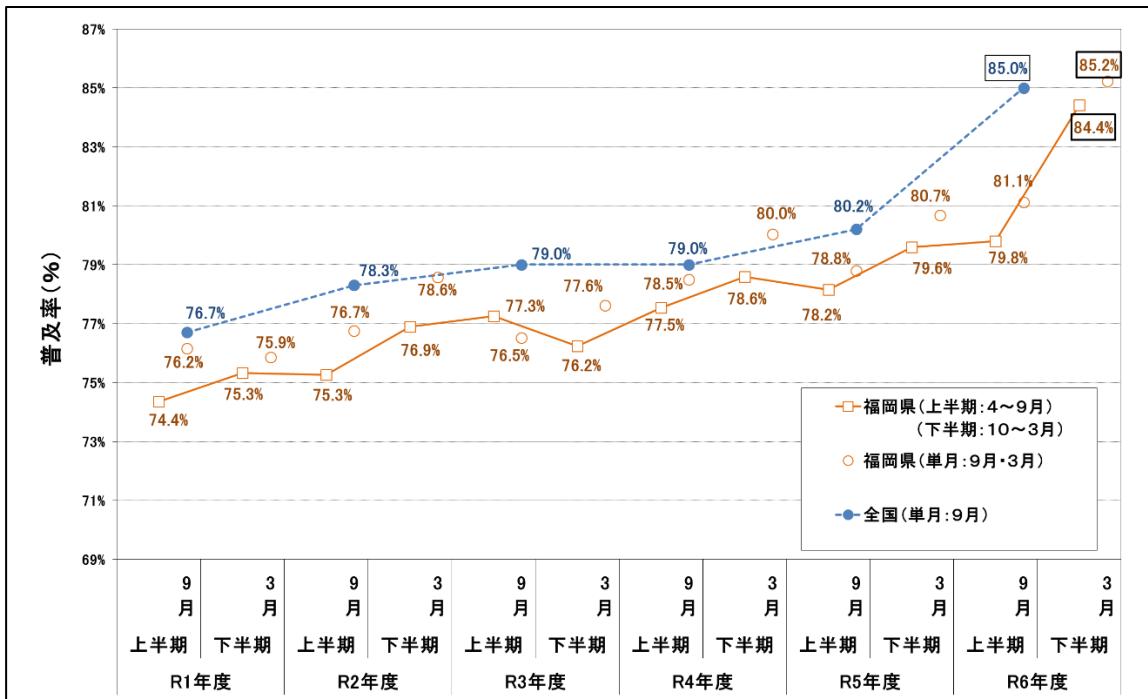
3 調査方法

厚生労働省の方法に準ずる

- 「ジェネリック医薬品のない先発医薬品（新薬）」、「ジェネリック医薬品のある先発医薬品」、「その他の医薬品（局方品、漢方エキス剤等）」、「ジェネリック医薬品」で区分（新指標での普及率を算出するため平成27年度調査より区分を変更）
- 数量：薬価数量単位（1錠、1カプセル、1筒、1本等）を1単位として集計
- 金額：数量×薬価で集計

4 結果

○ ジェネリック医薬品普及率（新指標、数量シェア）の推移（グラフ）



※ 全国は各年度9月分のみのデータ

○ 福岡県のジェネリック医薬品普及率（旧指標、数量シェア）

数量シェア (旧指標)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
後発医薬品	37.6%		40.3%		43.4%		47.7%		48.2%		50.3%		50.6%		51.9%		52.1%		52.2%		
	37.2%	38.0%	40.0%	40.5%	43.2%	43.7%	48.0%	47.4%	48.1%	48.4%	49.4%	51.1%	51.7%	49.6%	51.3%	52.5%	51.7%	52.4%	52.0%	52.3%	
内用薬	38.5%		41.1%		44.4%		48.7%		49.1%		51.2%		51.5%		52.7%		52.8%		52.6%		
	38.2%	38.8%	40.8%	41.3%	43.9%	44.9%	49.2%	48.2%	49.0%	49.2%	50.3%	52.2%	52.7%	50.2%	52.0%	53.4%	52.5%	53.2%	52.8%	52.3%	
注射薬	34.8%		35.9%		28.3%		40.1%		39.6%		38.7%		37.6%		38.1%		33.6%		26.7%		
	33.9%	35.8%	35.7%	36.1%	36.7%	24.8%	39.9%	40.2%	40.1%	39.1%	38.1%	39.2%	37.9%	37.3%	37.8%	38.4%	35.4%	31.9%	24.5%	29.1%	
外用薬	31.5%		35.2%		38.6%		41.0%		42.8%		44.4%		45.7%		47.0%		47.7%		50.9%		
	30.8%	32.2%	34.8%	35.5%	38.4%	38.9%	40.1%	41.8%	42.2%	43.4%	43.6%	45.0%	45.0%	46.4%	46.5%	47.4%	47.1%	48.2%	48.1%	53.6%	
先発医薬品等	62.4%		59.7%		56.6%		52.3%		51.8%		49.7%		49.4%		48.1%		47.9%		47.8%		
	62.8%	62.0%	60.0%	59.5%	56.8%	56.3%	52.0%	52.6%	51.9%	48.4%	50.6%	48.9%	48.3%	50.4%	48.7%	47.5%	48.3%	47.6%	48.0%	47.7%	

○ 福岡県のジェネリック医薬品普及率（新指標、数量シェア）

数量シェア (新指標)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
後発医薬品	58.2%		65.1%		67.5%		72.8%		74.8%		76.1%		76.8%		78.1%		78.9%		82.1%		
	56.6%	59.8%	63.4%	66.9%	66.8%	68.1%	72.8%	72.9%	74.4%	75.3%	75.3%	76.9%	77.3%	76.2%	77.5%	78.6%	78.2%	79.6%	79.8%	84.4%	
内用薬	60.5%		67.9%		69.8%		75.8%		77.9%		78.9%		79.5%		80.5%		81.2%		84.1%		
	58.9%	62.2%	66.4%	69.5%	69.4%	70.2%	75.8%	75.8%	77.4%	78.4%	78.0%	79.7%	80.0%	78.9%	79.9%	81.1%	80.4%	82.0%	82.0%	86.4%	
注射薬	64.9%		73.8%		74.5%		77.3%		76.2%		76.5%		75.8%		76.8%		75.2%		71.4%		
	63.5%	66.4%	72.1%	75.6%	75.3%	74.1%	77.0%	77.6%	76.1%	76.3%	76.1%	76.8%	76.0%	75.6%	76.1%	77.4%	75.7%	74.7%	70.5%	72.4%	
外用薬	42.8%		47.9%		52.7%		54.2%		56.5%		59.2%		60.5%		62.6%		64.1%		69.4%		
	41.5%	44.3%	45.1%	50.8%	50.6%	54.6%	52.9%	55.4%	55.7%	57.2%	58.3%	60.0%	59.6%	61.2%	62.0%	63.1%	63.7%	64.5%	65.8%	72.9%	
先発医薬品	41.8%		34.9%		32.5%		27.2%		25.2%		23.9%		23.2%		21.9%		21.1%		17.9%		
	43.4%	40.2%	36.6%	33.1%	33.2%	31.9%	27.2%	27.1%	25.6%	24.7%	24.7%	23.1%	22.7%	23.8%	22.5%	21.4%	21.8%	20.4%	20.2%	15.6%	

○ 参考：全国のジェネリック医薬品普及率

(数量シェア) ※厚生労働省調べ

	数量	
	旧指標	新指標
H19.9	18.7%	34.9%
H21.9	20.2%	35.8%
H23.9	22.8%	39.9%
H25.9	27.6%	46.2%
H27.9	33.5%	56.2%
H29.9	40.2%	65.8%
H30.9	—	72.6%
R01.9	—	76.7%
R02.9	—	78.3%
R03.9	—	79.0%
R04.9	—	79.0%
R05.9	—	80.2%
R06.9	—	85.0%

※旧指標：「全医薬品」に対する「ジェネリック医薬品」の割合

※新指標：「『ジェネリック医薬品のある先発医薬品』と『ジェネリック医薬品』の合計」に対する「ジェネリック医薬品」の割合

資料1
(参考)

令和6年度下半期ジェネリック医薬品 流通実態調査の結果について

令和7年9月 薬務課監視係

第3章中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

第195回社会保障審議会
医療保険部会（R7.6.19）
厚生労働省保険局資料

（予防・健康づくり、重症化予防）

世界最高水準の健康寿命を誇る我が国の高齢者は、労働参加率や医療費でみても若返っており、こうした前向きな変化を踏まえ、更に健康寿命を延伸し、Well-beingの向上を図り、性別や年齢に関わらず生涯活躍できる社会を実現する。データヘルス計画に基づく保険者と事業主の連携した取組（コラボヘルス）や保険者の保健事業でのICTを活用したエビデンスに基づくPHRや健康経営と共に効果的な取組を支援するほか、働き盛り世代の職域でのがん検診を広く普及するため、受診率や精度管理の向上の取組を更に推進する。AMEDのプライマリヘルスケア・プラットフォーム等を通じた支援により、エビデンスに基づくヘルスケアサービスを普及する。糖尿病性腎症の重症化予防等の大規模実証事業を踏まえたプログラムの活用を進める。高齢者の社会参加促進や要介護認定率の低下に向け、データを活用したエビデンスに基づく取組として、地域の多様な主体の連携協力や、成果指向型の取組等による効果的な介護予防やリハビリテーションを充実する。

（創薬力の強化とイノベーションの推進）

（略）国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価^{※230}の実施、承認審査・相談体制の強化、バイオ医薬品を含む医薬品の製造体制の整備や人材育成・確保により、国際水準の研究開発環境を実現し、ドラッグラグ／ロスの解消やプログラム医療機器への対応を進めるほか、PMDAの海外拠点を活用し、薬事相談・規制調和を推進する。（略）

医薬品の安定供給に向け、抗菌薬等のサプライチェーンの強靭化や取り巻く環境の変化を踏まえた持続可能な流通の仕組みの検討を図るとともに、感染症の流行による需要の急激な増加といったリスクへの対策を講じ、基礎的な医薬品等^{※231}の足元の供給不安に対応する。さらに、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編を推進するほか、バイオシミラーについて、国内生産体制の整備及び製造人材の育成・確保を着実に進め、使用を促進する。当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイッチOTC化など、具体的な工程表を策定した上でセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。（略）。イノベーションの推進や現役世代の保険料負担への配慮の観点から、費用対効果評価制度について、客観的な検証を踏まえつつ、更なる活用に向け、適切な評価手法、対象範囲や実施体制の検討と併せ、薬価制度上の活用や診療上の活用等の方策を検討する。標準的な薬物治療の確立に向け、休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査研究を進め、診療ガイドラインに反映していく。医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する。（略）

※230 2024・2025年度薬価改定において新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる革新的新薬について薬価を基本的に維持したことを念頭に置いた革新的新薬の特許期間中の対応に関する創薬イノベーション推進の観点からの検討等。

※231 日本薬局方収載医薬品の一部を含む。

安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ

概要

- 2013年（平成25年）に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（旧ロードマップ）を改訂。
- 現下の後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組も整理。
- バイオ後続品の取組方針については、その特性や開発状況等が化学合成品である後発医薬品とは大きく異なるため、ロードマップの別添として別途整理。

数値目標

- 主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（旧ロードマップから継続）
- 副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上
- 副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上

取組施策

（1）安定供給・国民の信頼確保に向けた取組

○品質確保に係る取組

- ・医薬品医療機器総合機構と都道府県による、リスクの高い医薬品製造所に対する、合同による、無通告立入検査の実施【令和5年度開始】
- ・全ての後発医薬品企業による、製造販売承認書と製造実態に係る自主点検の実施【令和6年度実施】
- ・日本ジェネリック製薬協会を中心とした、外部研修や人事評価等による、クオリティカルチャー醸成に向けた、企業の人材育成【令和6年度開始】 等

○安定供給に係る取組

- ・供給不足が生じるおそれがある場合（供給不安報告）又は生じた場合（供給状況報告）に、企業が厚労省へ報告する制度を整備【令和6年度開始】
- ・後発医薬品企業による、安定供給に係る情報の公表【令和6年度開始】
- ・自社の供給リスクを継続的に把握・分析することを可能とする、医薬品企業向けのマニュアルの作成【令和6年度実施】
- ・市場参入時に安定供給確保を求める、医薬品の需給状況の把握・調整を行うほか、供給不安発生時には供給不安解消策を講じる「安定供給確保に係るマネジメントシステム」の法的枠組の検討【令和6年度結論】
- ・日本ジェネリック製薬協会は、安定供給責任者会議を開催し、安定供給に係る各企業の好事例や競争政策上の観点に留意しつつ供給不安解消に向けた企業間での情報共有等を促す【令和6年度開始】 等

（2）新目標の達成に向けた取組

○使用環境の整備に係る取組

- ・的を絞った使用促進を可能とするため、数量ベースに加え、金額ベースでの薬効分類別等の後発医薬品置換率情報の提供【令和6年度開始】
- ・都道府県協議会を中心として、金額ベースでの薬効分類別等の後発医薬品置換率も参考に、後発医薬品の使用促進を実施【令和6年度開始】
- ・都道府県医療費適正化計画への、後発医薬品の数量・金額シェア、普及啓発等の施策に関する目標や取組の設定等による、後発医薬品の使用促進【引き続き実施】
- ・差額通知事業の推進による、患者のメリットの周知【引き続き実施】 等

○医療保険制度上の事項に係る取組

- ・長期収載品について、保険給付の在り方を見直し、選定療養の仕組みを導入【令和6年10月から開始】
- ・後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における後発医薬品の使用に係る評価について引き続き中央社会保険医療協議会等で検討【引き続き実施】 等

※（1）及び（2）の取組に加え、取組の実施状況や数値目標の達成状況は定期的にフォローアップするとともに、令和8年度末を目途に状況を点検し必要に応じ目標の在り方を検討
※「後発医薬品産業の在るべき姿」を実現するための対策に係る取組については、引き続き検討が必要であることから、別途、本ロードマップの別添として策定予定

バイオ後続品の使用促進のための取組方針

概要

- バイオ後続品（バイオシミラー）は、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野。医療費適正化の観点に加え、我が国におけるバイオ産業育成の観点からも、使用を促進する必要がある。
- 後発医薬品に係る新目標の副次目標としてバイオ後続品の数値目標が位置づけられたことも踏まえ、後発医薬品に係るロードマップの別添として、バイオ後続品の取組方針を整理した。

数値目標

主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（旧ロードマップから継続）

副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上

副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上

取組施策

（1）普及啓発活動に関する取組

○バイオ後続品は、がん等の特定領域での使用が中心であるため、特定の使用者を念頭においた取組が必要。また、高額療養費制度の対象となることがあり、自己負担額が変わらず患者にメリットがないことがあるため、医療保険制度の持続性を高める観点の周知も含め継続的な啓発活動が必要。

- ・バイオ後続品の対象患者や医療関係者、保険者等を対象に講習会を開催【引き続き実施】
- ・バイオ後続品の採否や先行バイオ医薬品からの処方の切替え等を検討する際に必要な情報について、市販後データも含めて整理し公表【令和7年度開始】
- ・バイオ後続品の一元的な情報提供サイトの構築【令和6年度開始】
- ・保険者インセンティブ制度において、保険者によるバイオ後続品の普及啓発に係る指標の追加を検討【令和7年度結論】等

（2）安定供給体制の確保に関する取組

○我が国で販売されるバイオ後続品は、海外製の原薬や製剤を使用するケースが多い。海外依存による供給途絶リスクを避けるため、企業は海外の状況等を注視しつつ必要な供給量を在庫として安定的に確保する必要がある。

- ・企業は、必要な原薬又は製剤の在庫の確保を行う【引き続き実施】等

（3）使用促進に向けた制度上の対応に関する取組

○バイオ医薬品は薬価が高額であるものが多いため、バイオ後続品の使用を促進することは、医療保険制度の持続可能性を高める解決策の一つである。

- ・入院医療においてバイオ後続品の有効性や安全性について十分な説明を行い、バイオ後続品の一定の使用基準を満たす医療機関の評価を行う、バイオ後続品使用体制加算を新設【令和6年度開始】
- ・バイオ後続品について、国民皆保険を堅持しつつ、患者の希望に応じて利用できるよう、令和6年10月から施行される長期収載品の選定療養も参考にしつつ、保険給付の在り方について検討を行う【引き続き検討】
- ・都道府県医療費適正化計画へのバイオ後続品の数量シェアや普及啓発等の施策に関する目標や取組の設定等による、バイオ後続品の使用促進を図る【引き続き実施】等

（4）国内バイオ医薬品産業の育成・振興に関する取組

○バイオ後続品の製造販売企業のうち、原薬の製造を海外で行う企業が7割以上あり、製剤化も海外で実施している企業が半数程度を占めている。バイオ医薬品が製造可能な国内の施設・設備の不足やバイオ製造人材の確保・育成が必要。

- ・バイオ後続品を含めたバイオ医薬品について、製造に係る研修を実施。更に、実生産スケールでの研修等の実施の検討を行う【研修について引き続き実施、実生産スケールでの研修等の取組については令和6年度開始】
- ・遺伝子治療製品等の新規バイオモダリティに関する製造人材研修を実施【令和6年度開始】等